

○山梨県警察航空基地の管理に関する訓令

〔昭和58年2月14日〕
本部訓令第3号

〔沿革〕 前略…平成6年10月本部訓令第19号 平成13年3月本部訓令第7号

（目的）

第1条 この訓令は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に基づき山梨県が設置する山梨県警察航空基地（以下「航空基地」という。）の維持管理について必要な事項を定め、もつてこれを使用する回転翼航空機（以下「航空機」という。）の運航の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において「航空基地」とは、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン及びこれに付属する施設をいう。

（管理者）

第3条 警察本部に航空基地管理者（以下「管理者」という。）を置き、生活安全部長をもつて充てる。

2 管理者は、警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受けて航空基地の維持管理について責任を負うものとする。

（管理業務内容）

第4条 航空基地の管理業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 航空機の離着陸に関すること。
- (2) 航空基地の整備並びに機能保持に関すること。
- (3) 航空基地の監視及び警備に関すること。
- (4) 航空機の給油又は排油に関すること。
- (5) その他航空基地の管理に関すること。

（禁止行為）

第5条 航空基地においては、次の各号に掲げる事項を禁止する。

- (1) 航空機の運航以外の目的に使用すること。
- (2) 航空基地の使用に関係ない者の立入、車両の進入、物品の集積等を行うこと。

- (3) 火気を使用すること。
- (4) 物品を投棄すること。
- (5) その他、航空基地の機能をそこなうおそれがある行為。

2 管理者は、法第53条及び前項に定める禁止事項を航空基地周辺に掲示しなければならない。

(設置基準の維持)

第6条 管理者は、航空基地を航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第79条の設置基準に適合するよう定期的に検査、測量等を実施し、その結果を本部長に報告するものとする。

(改修等工事を行う場合の措置)

第7条 管理者は、航空基地の改修等工事を行うときは、保安上必要な措置を講ずるとともに、必要な標識を設置し、航空機の運航を阻害しないようにしなければならない。

2 航空基地内に工作物等を設置し、又は航空基地内の土地、建物その他の施設を使用しようとするものは、管理者を経由して本部長の承認を受けなければならない。

3 前項の工作物を増築し、改築し、移転し、除去し、若しくは用途を変更し、又は土地建物等の使用目的を変更しようとするときも同様とする。

4 管理者は、航空基地の管理上必要があると認める場合は前項の承認を受けた者に対して報告を求め、又は当該職員に検査をさせることができる。

(災害対策)

第8条 管理者は、天災その他の原因により航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに航空基地の使用を禁止し、その旨本部長に報告するとともに、国土交通省東京航空局長に通報しなければならない。

2 管理者は、航空基地における航空機の火災その他の事故に対処するため適宜当該訓練を実施しなければならない。

(遵守事項)

第9条 航空基地を使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 滑走路及び誘導路の運用時間は午前9時00分から午後5時00分とする。ただし、特に必要のある場合はこの限りでない。
- (2) 着陸又は離陸しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けるものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。
- (3) 機体全長18m以上又は全備重量4.5t以上の航空機の使用は制限する。
- (4) 航空基地の立地条件及び気象特性により次に掲げる運航は制限する。ただし、緊急を要する場

合はこの限りでない。

ア エプロンに直接侵入すること。

イ 最低の気象条件未満のときに航空機を運航すること。

(5) 航空機が着陸帯、誘導路及びエプロンの間を移動するときは、地上の誘導員を配置するものとする。

(6) 人員の乗降、荷物の積卸し並びに航空機の整備及び停留はエプロンにおいて行うものとする。
ただし、それらの行為が短時間で他の交通に差しつかえがないと認められるときは、管理者の指定の場所で行うことができる。

(給油作業の制限)

第10条 航空基地において航空機の給油及び排油を行う者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 次に掲げる場合には、航空機の給油又は排油を行わないこと。

ア 発動機が運転中又は加熱状態にあるとき。

イ 航空機が格納庫にあるとき。

ウ 必要な危険防止措置が講ぜられる場合を除き、人員が航空機内にいるとき。

エ 給・排油装置に異常が認められるとき。

(2) 給油又は排油中の航空機の無線設備若しくは電気設備を操作し、その他静電気火花放電を起すおそれのある行為を行わないこと。

(3) 給油中は、航空機及び給油装置をそれぞれ電位零の地点に接地させること。

(航空基地の円滑な運用)

第11条 管理者は、航空基地の運用に関し最低の気象条件、位置通報点及び無線周波数の設定等の計画を定め、航空基地の円滑な運用を図るものとする。

(関係行政機関との連絡体制)

第12条 管理者は、航空基地の運用に関する非常事態に備え関係行政機関等との連絡体制を樹立し、これを明示しておくものとする。

(委任)

第13条 この訓令の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

改正附則〔中略〕

附 則（平成6年10月14日本部訓令第19号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。